

日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
策定支援業務仕様書

本仕様書は、日野町（以下、「本町」という。）が行う「日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

2. 業務の目的

本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、令和5年3月に「日野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「事務事業編」という。）を策定し、事務・事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。国においては「地域脱炭素ロードマップ」が示され、本町においても2030年度の目標及び2050年カーボンニュートラル実現するため、再生可能エネルギー導入のポテンシャルや将来のエネルギー使用量などを踏まえた目標を設定するとともに、町民や事業者の意見を反映し、目標を達成するための具体的施策を盛り込んだ「日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することを目的とする。

3. 前提条件

（1）本業務は、環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。また、本事業が不採択となった場合は、本事業は中止とする。

（2）本業務は、実行計画の策定を行うと同時に、事務事業編も統合することとし、本町の上位計画や関連計画、国・鳥取県の関連計画との整合性を十分に図ること。

（3）受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

4. 契約期間

契約締結日から令和8年1月23日（金）まで

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画立案により調整する場合がある。

（1）基礎情報の収集・整理

環境に関する資料やデータ等を収集し、本町全域の概況や環境の経年変化といった地域特性の把握、環境に関する社会（国際社会も含む。）の動向や潮流等の把握、国の検討や環境施策の動向の把握等を行い、課題を整理するとともに、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を実施する。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目の追加をする。

○自然的条件：気候・気象条件、地勢概要、河川概要、植生等

○経済的条件：事業所・就業者数の状況、産業の状況（農業、林業、観光業、商工業、交通産業等）

○社会的条件：人口の推移、土地利用状況、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観、ごみ・資源物排出状況、公共施設の整備状況、その他の各種の上位・関連計画等について情報収集及び整理を行う

（２）地球温暖化に関する国内外及び近隣自治体の動向の把握

脱炭素に向けて国内外及び近隣自治体の動向を整理し、本町でも求められる取組事項等を把握する。

（３）再エネ・省エネ設備導入ポテンシャルの把握

本町内における再エネポテンシャル量について、太陽光発電、木質バイオマス、小水力発電等を対象に、省庁統計データ及び町内資料や実態等を基に把握する。把握にあたっては、再エネ導入に向けた課題や、今後期待される技術革新等も考慮すること。また、省エネ対策については、アンケート調査等の結果を基に、省エネ技術を導入した場合の二酸化炭素削減ポテンシャルを算定する。

（４）本町全域から排出される温室効果ガス及びエネルギー消費量の現状把握

地域の実態に即した方法で温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算出し、部門・分野別の増減要因を分析する。また、温室効果ガスの森林吸収量についても推計する。

また、まちづくりや産業、防災などの観点から地域課題を抽出するとともに、エネルギーに関する視点からも課題を抽出・整理する。

（５）アンケート調査の実施及び分析

上記（１）から（４）の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート等の調査を実施する。アンケート調査は町民向けに約1,200世帯、事業者向けに約100団体へ実施する。町民・事業者の対象者の抽出については町が行うが、それ以外（調査票作成、印刷、発送及び回収、とりまとめ等）については、受託者が行い、発生する費用等についても負担するものとする。

（６）温室効果ガス排出量の将来推計

把握した基礎情報の収集又は現状分析の結果を用いて、中長期目標としての2030年度、長期目標としての2050年度の温室効果ガスの排出量を、現状趨勢ケース（特段の

対策を講じない場合）と対策ケース（今後実施する新たな対策の効果を考慮した場合）の2点以上により、各部門・分野ごとに推計する。

（7）2050 年脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

再生可能エネルギーの導入目標に関する最新の動向や地域特性を十分に考慮した各種の調査結果及び将来のエネルギー消費量等に基づき、意欲的かつ実現可能な再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガス排出量削減目標を設定する。導入目標については、再生可能エネルギー種別毎に設定する。目標 の設定に当たっては、中期目標を2030年、長期目標を2050年とする。

新築公共建築物についての省エネルギー化や再生可能エネルギー導入についての考え方を整理する。また、既存公共建築物については、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の検討を行う。

（8）目標達成に向けた施策の検討

温室効果ガス排出量削減目標と再エネ導入目標の実現と、地域課題解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた具体的施策を策定する。施策の検討に当たっては、現実的に実施可能な再エネによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた上で、本町のまちづくりや環境保全等を推進していく上での地域課題の同時解決を図るものとする。

また、各施策に係る導入資金の確保についての検討も行う。

なお、本業務実施により包含する予定の事務事業編についても、本業務の実施内容を基に、修正後の目標値や目標達成に向けた施策内容について、適宜助言を行うものとする。

（9）計画の推進体制、進行管理に関する提案

計画に示される施策や取組を推進するにあたっての推進体制、施策の評価方法、スケジュールについて提案を行う。また、本計画の取組を効果的・効率的に進めるための進行管理手法及び進捗状況の公表方法についても提案する。

（10）計画書の作成

前項までの結果を踏まえ、計画書及び概要版の原案を作成する。また、計画書の原案に関するパブリックコメントを実施するため、公表する資料の作成、提出された町民意見の整理、分析及び回答案の作成を行う。なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図 表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。

（11）会議等の開催・運営支援

本業務実施にあたり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、庁舎外のステークホルダーを含む体制として「日野町地球温暖化対策実行計画協議会（仮称）」を3回程度開催する予定である。受託者は、その運営支援（資料案の作成、助言、出席及び会議録の作成等）を行う。

（12）打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（2回）、納品時の計4回を基本とし、進捗の共有と方向性の整理等を行う。また、必要に応じて適宜行うものとする。

6. 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本町の承認を得るものとする。

7. 報告及び検査

町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

8. 法令遵守及び個人情報の管理

(1) 地方自治法、同法施行令等の関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、日野町個人情報保護法施行条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。本業務終了後または解約後も同様とする。なお、あらかじめ事前に承認を得た再委託事業者も同様とする。

9. 損害賠償

本業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。但し、その損害のうち、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

10. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | |
| 冊子（A 4 版 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 3 0 部 |
| (3) 日野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版 | |
| 冊子（A 4 版 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 3 0 部 |
| (4) その他本業務で取得又は作成した資料 | 2 部 |
| (5) 上記データを格納した電子データ（CD - Rなど） | 1 部 |

※電子データの形式は、本町と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

11. その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者の意見や要望を取り入れながら協議を行い、誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受

託者の責任において復旧すること。

- (3) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することし、受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。